

## 南阿蘇村第 8 期障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画策定等業務委託 仕様書

### 1. 業務名

南阿蘇村第 8 期障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画策定等業務委託

### 2. 期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 26 日まで

### 3. 目的

本業務は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく「南阿蘇村第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画」が令和 8 年度をもって計画期間が満了するため、これまでの進捗状況を検証するとともに、地域や障がい者等の課題・ニーズ等の的確な把握のため、現状分析や地域分析を行ったうえで、「南阿蘇村第 8 期障がい福祉計画及び第 4 期障がい児福祉計画」を策定することを目的とする。

### 4. 業務内容

#### (1) アンケート調査

- ・ 村民の実態把握のためにアンケート調査を行う。
- ・ 対象者：障害者手帳所持者 250 名程度  
※ただし、65 歳以上の障害者手帳所持者は介護保険優先となるため対象者から除外するものとする。  
障害児通所給付受給者証所持者 150 名程度
- ・ 調査票の設問設計、調査票作成、発送用封筒（角 2）及び返信用封筒（長 3）作成
- ・ 封入、封緘作業、宛名ラベルの貼り付け  
なお、宛名ラベルについては委託者が作成し、受託者に渡す。
- ・ 配布及び回収は郵便局を通じて行う。なお郵送費用は委託者の負担とする。調査票の送り先は南阿蘇村福祉課宛とし、情報管理の観点から受託者は福祉課にて回収された調査票を直接受け取ること。
- ・ データ入力、自由意見の取りまとめ
- ・ 単純集計、クロス集計、結果分析を含む調査報告書の作成

#### (2) 事業所等に対するニーズ調査

- ・ 調査に係る原案の作成
- ・ 配布及び回収はメールにて行う。
- ・ 調査回答の集計及び分析を行う。

#### (3) 計画策定委員会の運営支援

- ・ 計画策定委員会の会議回数は 3 回を予定。
- ・ 計画策定委員会の出席及び助言を行う。
- ・ 会議開催のための事前協議及び会議資料、要約会議録の作成を行う。
- ・ 会議資料については事前に委員に送付するため、事務局の示す納期までに提出すること。

#### (4) 計画書の作成

- ・統計的把握、総合計画等上位計画・各種関連計画等の現状把握を行う。
- ・現行施策の評価・検証を行うため、関係各課に対し調査シートによる現状把握調査を行う。
- ・国・県の動向や現状分析に基づき、各計画骨子及び原案を作成する。
- ・事業量の推計及び分析、見込事業量確保のための方策の検討を行い、サービス見込み量を算出する。
- ・策定委員会の結果を踏まえ計画原案の修正を行うこと。

#### (5) パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントについて、意見の整理等の支援を行う。

#### (6) 納品物

##### ① アンケート調査結果報告書の電子データ

##### ② 「南阿蘇村第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画」

計画書：A4版、表紙4色刷り、本文1色刷り、100頁程度、150部及びデータ

概要版：A4版、4色刷り、4頁程度、200部及びデータ

##### ③ 本計画に係るデータ一式

集計、分析結果、計画素案、概要書、議会・策定委員会資料、本計画に係るデータ一式  
(PDFファイル、word等)

#### (7) 打ち合せ等

事務局との打ち合わせ協議において、資料作成、取りまとめを行う。

### 5. その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、委託者と綿密な協議及び連絡を行い進めるものとし、適宜本村において打ち合わせ等を実施することとする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した研究員等を主たる担当者として定め、業務の全般にわたり管理を行うこととする。
- (3) 受託者は、個人情報保護に関する法律や南阿蘇村個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (4) 本業務で履行した成果品等はすべて委託者の所有とし、委託者の許可なく貸与、公表又は使用してはならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。